

2021年 7月 2日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 様

全労連東海北陸地方協
議長 増川

全国一律最低賃金制の実現、最賃審議会の運営と意見陳述の実現及び 労働行政の体制拡充・強化に関する要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

昨年、最低賃金改定の最大の問題は、中央最低賃金審議会が目安額を示さなかった実質凍結の答申を出したことにあります。目安額が示されなかったのは2002年以来です。こうした中でも、40県(85.1%)が引き上げを決定したことは、非正規労働者の生活実態と地域間格差の是正を求める地方の切実な声が示されたものといえます。現行の地方最賃審議会の実質審議は、中央の目安金額に縛られて、地方の実情に合わせた独自の調査や議論がなされておらず、中央の下請け機関となっていると思わざるを得ません。

全労連が全国各地でおこなった最低生計費試算調査では、①現在の最賃の水準では最低限度の生活ができないこと。②生計費に地域間格差が存在しないことが明らかになりました。この調査結果をふまえて、全国どこでも誰もが8時間働けば、普通にさせる賃金水準として「1時間あたり1500円以上」を求めてきました。

最賃の現行ランク方式(A~D)は、制度的に限界にきていることは明らかです。最賃が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。現行制度に懸念を表明している知事や弁護士会もあり、自民党の有志議員が、最賃額を全国一律にすることを目指す最低賃金一元化推進議員連盟が旺盛に活動しています。これまでに全労連の国会請願署名の紹介議員に自民党をはじめ109名が名前を連ねています。さらに、経済財政諮問会議で首相や民間議員自身が、貧困解消と地域間格差の是正のため最賃引き上げが必要だと認めています。

最賃を引き上げるためには、中小・零細企業支援がセットで必要であり、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導も必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

4月におこなわれた地方最賃審議会の改選で、労働者代表委員は、全労連系からの推薦者は全国で一人も任命されていません。このような委員構成は、少数意見の尊重という民主主義の原則に照らして不公正であるばかりか、非正規労働者など不安定な雇用と低賃金で苦勞している人たちの実態を把握し、代弁する点でも極めて不十分です。また、最賃審議会の運営は、意見陳述、専門部会に
あつた労働者代表委員の完全な公開など、各都道府県によって差があります。2017年には、徳島県と滋

静岡労基 0702 第 号

賀県で初めて意見陳述が実現するなど運営の改善がなされていますが、東海北陸ブロック管内ではすすんでいません。非公開での運営は、決定の過程が不透明で、最賃改定の算出根拠もわかりません。

各県労連・県評は、社会的にも認知された労働団体であります。しかし、非連合には不公正な対応で、最賃の審議会、定例で決まっている委員の選任及び偶発的に発生する補充委員の改選などの日程についてお知らせがなく、毎日のように労働局のホームページを確認して、審議会を傍聴することや提出期日を守ることは、とても至難の技だと思えます。そのことによって、期限を過ぎて、貴重な審議過程の議論の内容や委員の選任が出来ないことがあってはならないと考えます。

労働行政において、非常勤職員制度、行政需要への対応や長時間労働の是正、ハラスメント、定年引き上げと高齢期雇用、女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進、障がい者雇用などの問題の根底にあるのは定員問題に他なりません。政府は「既存業務の見直しに取り組みながら定員の再配置を推進する」「ワーク・ライフ・バランス定員などできる工夫を行っている」などとしていますが、現在の定員管理政策が破綻していることは明らかであり、総定員法の廃止や定員合理化計画の中止による定員確保が必要なことは明らかです。また、厚生労働省における常勤職員 30,790 人に対して、非常勤職員 34,722 人、比率にして 53%と半数以上の職員が官製ワーキングプア状態に置かれています。以上の状況を改善する立場から、私たちは下記の項目について貴職に強く要請するものです。

記

- 1、 地域別最賃は、1,500 円以上に引き上げて、地域間格差を是正すること。
- 2、 すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最賃法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 3、 最賃審議会労働者代表委員に関しては、多様な意見が適切に反映されるとともに、最賃の影響を大きく受ける非正規労働者を任命すること。また、公益委員についても、最賃の改定について専門的知見を備えた委員の選任をおこなうこと。
- 4、 専門部会を公開するとともに、女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、議事録を完全に公開をすること。
- 5、 最賃引き上げに欠かせない、中小企業支援策を関係機関に対して進言するなどの対策を講ずること。
- 6、 最賃審議会の日程や委員の改選などについて、情報提供をおこなうこと。
- 7、 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、その土台となる最前線で働く公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

〈全労連東海北陸地方協議会加盟組織〉

福井県労働組合総連合	議長	鈴木	孝典
石川県労働組合総連合	議長	桶間	論
富山県労働組合総連合	議長	中山	洋一
岐阜県労働組合総連合	議長	森	正樹
静岡県労働組合評議会	議長	菊池	仁
三重県労働組合総連合	議長	白井	照男
愛知県労働組合総連合	議長	知崎	広二